サービス利用者・施設入所されている皆さまへ

平成27年8月1日から
介護保険の費用負担が変わります

介護サービスの利用者負担について、これまでは一律にサービス費の１割としていましたが、団塊の世代の方が７５歳以上となる２０２５（平成３７）年以降にも持続可能な制度とするため、一定以上の所得がある方にはサービス費の２割を負担いただくなど、以下のとおり制度が改正されます。

負担割合証が大山町から交付されますので、被保険者証と併せてサービス利用時に提出してください。

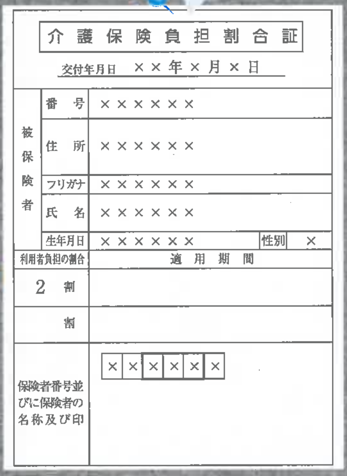

介護保険負担割合証

交付年月日　××年×月×日

被保険者	番号	××××××	
	住所	××××××	
	フリガナ	××××××	
	氏名	××××××	
	生年月日	××××××	性別　×
利用者負担の割合	適用期間		
2　割			
割			
保険者番号並びに保険者の名称及び印	××××××		

①負担割合が変わります

一定以上の所得のある方は、介護サービスを利用した時の負担割合が1割から2割になります。

- 収入が年金のみの場合は年収280万円以上の方が、年金収入以外がある場合は合計所得金額が160万円以上の方が対象になります。
- ただし、同一世帯の65歳以上の方の所得が低い場合などは、1割負担になることがあります。
- 65歳未満の方及び市区町村民税を課税されていない方は対象外です。

②負担上限が変わります

世帯内に現役世代並みの所得がある高齢者がいる場合、月々の負担の上限が３７，２００円から４４，４００円になります。

- 市区町村民税の課税所得145万円以上の方がいる場合に対象になります。
- この水準に該当しても、同一世帯内に65歳以上の方が1人の場合はその方の収入が383万円、2人以上いる場合は収入合計額が520万円に達しない場合には、申請により37,200円になります。

＊大山町への申請が必要です。

③食費・部屋代の負担軽減の基準が変わります

食費・部屋代（室料＋光熱水費）の負担軽減を受けられる方が、非課税世帯の中の預貯金などの少ない方に限定されます。

- 非課税世帯の方とは、世帯全員が市区町村民税を課税されていない方を指します。
- 預貯金など（現金、有価証券なども含む）を、配偶者がいる方は合計2,000万円超、いない方は1,000万円超お持ちの場合には、軽減の対象外になります。
- また、配偶者が市区町村民税を課税されている場合には、世帯が分かれていても対象外になります。

＊大山町への申請の際に、通帳の写しなどの提出が必要になります。

◆問い合わせ先
福祉介護課　☎0859-54-5207